

第72回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 〈2015年12月31日現在〉

名 称	保有人数	付与決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間
カゴメ株式会社 第1回新株予約権	当社取締役 (社外取締役を除く) 7名	2014年5月21日 (取締役会)	158個	普通株式 15,800株	1株当たり 1,536円	1円	2016年6月6日から 2031年6月5日まで

(注) 第1回新株予約権は、「第72期（2015年12月期）に係る当社の連結経常利益率を基準とし、その達成度に応じて定められた個数を行使できるものとする」等の行使条件を設けております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を実質的に区分できないため区分していません。従って上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次の通り決議いたしました。

当社は、企業理念の1つである「開かれた企業」のもと、当社及び子会社からなる企業集団（以下、当社グループという。）の企業価値を向上させるため、また、法が求める内部統制の3つの目的である①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③法令・定款の遵守、を確保するために、以下の3項目を基本方針とし、体制を整える。

- *日常業務のプロセスにおいて、ビジネスリスクのチェック・判断を組織的に行うことにより、リスクを回避する。
- *環境変化に適応し、ビジネスリスクの管理体制を継続的に見直す。
- *外部の第三者の視点を取り入れ、透明性を確保する。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- *当社は、取締役・従業員が法令・定款を遵守し、企業理念の1つである「開かれた企業」を具現化できるよう行動規範を制定する。
- *取締役会については、「取締役会規程」を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて隨時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- *取締役の職務執行については、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象とし、監査を行う。
- *取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- *担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、重大な問題への対応・再発防止策の決定、コンプライアンス施策の検討などを行う。
- *内部通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備し、社内窓口及び社外窓口において通報を受け付け、通報者の保護を徹底すると同時に法令、諸規則、社会規範及び企業倫理に関する違反またはそのおそれのある事態の早期発見、早期是正に努める。
- *財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- *反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察や弁護士と連携をして毅然とした態度を行う。

*各事業所の業務活動が、法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善向上に資することを目的に内部監査を実施する。内部監査の実施は内部監査室が担当し、半期毎に定期監査を実施し、監査において発見された問題点については、都度情報交換・意見交換を行い、必要な対策または改善措置を立案・実行する。

②損失の危険の管理に関する規程その他体制

*当社は、当社グループにおけるリスク管理の統括機関として、代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策会議を設置し、リスク対応方針や重要リスク対応課題について検討し、迅速な意思決定を行う。

*担当取締役を委員長とする品質保証委員会を設置し、現場からトップまで品質情報の一貫化による品質行政対応のスピードアップを図り、また、設計品質のアセスメントを実施する。

*地震等の大規模災害や新型インフルエンザの流行等に備え、事業継続計画を策定し、事業の中断を最小限に止めるように努める。

*研究開発段階で行われるヒトを使った効用・安全性の確認などが、個人の尊厳や人権を損なわないものであるかを事前に審査する機関として担当取締役を委員長とした研究倫理審査委員会を設置する。委員会には、研究部門以外の社員を始め、社外の医師や弁護士も加えて、中立的な立場から審査・承認ができる体制とする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

*当社は、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図る。

監督機能については、取締役会において、取締役の有する知見や洞察をもって、重要事項の意思決定及び執行部門への監督・助言を行う。

業務執行機能については、執行役員制度のもと、一定基準により、執行の責任と権限を各部門に委任し、取締役会決議・報告事項の伝達及び周知並びに執行役員間の連絡及び調整を図ることを目的に執行役員会を設置する。また、社長のリーダーシップのもと、機動的かつ相互に連携して業務執行するとともに、取締役会に対して必要十分な説明責任を果たせるよう、経営会議を設置する。経営会議は、取締役会付議事項の事前審議を行うほか、各執行部門の権限を越える事項のうち、簡易な事項及び業務執行の細部に亘る事項に関する決議を行う。

*「組織および業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、職務の執行を適切かつ効率的に行う。

*取締役の任期は、経営環境の変化への迅速な対応のため、1年とする。経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各事業本部・業務執行ラインにおいて、目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか取締役会での月

次決算報告を通じて定期的にチェックを行う。

- *取締役の職務の執行が効率的に行われることは、すなわち利益をあげることと捉え、持続的な利益獲得力を高める仕組みにより、業務活動を遂行する。
- *多くの株主さまの目で当社を評価していただく（経営監視機能の強化）ため「ファン株主づくり」を推進する。今後も、株主さまからいただくご意見を経営活動に活かすとともに、企業活動の情報開示を拡充させていく。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- *当社は、議事録・稟議書等取締役の職務執行に関わる情報については、法令および取締役会規程をはじめとした社内規程に基づき、保存及び管理を行う。
- *情報の管理については、「情報セキュリティーポリシー」を作成し、個人情報を含む機密情報の保護に取り組む。また、情報セキュリティについて、定期的にEラーニング等で研修を行い、取締役、監査役、執行役員（以下、役員という。）および従業員に周知徹底を図る。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- *当社は、当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社グループ各社に適用する企業理念、行動規範、中期経営計画及び年度毎の企業方針を定め活動する。
- *当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の四半期毎の報告と重要案件については、親会社であるカゴメ取締役会への付議・報告を行う。
- *当社グループ会社の管理については、経営企画室、財務経理部、各カンパニー等にて行う。
- *当社グループ各社における重大なリスク、コンプライアンスに関する情報は、直接または各カンパニー等を通じて、取締役会または総合リスク対策会議に報告を行う。
- *当社内部監査室は、当社グループ各社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言を行う。
- *当社は、当社の役員または従業員を当社グループ各社に取締役・監査役として派遣し、業務の執行を監督または監査する。
- *当社は、当社グループ各社に対して、当社に設置されている内部通報制度の存在及び利用方法を周知し、また、海外の当社グループ各社に向けては、順次内部通報制度の整備をすすめる。
- *当社グループ会社の情報管理については、「グループ情報セキュリティーポリシー」を作成し、情報の管理に取り組む。

⑥監査役の職務を補助する体制

- *当社は、現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室をはじめとした各部門スタッフが補助することとし、補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令を受け

ないこととする。

⑦監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- *当社の監査役は、取締役会、経営会議、総合リスク対策会議をはじめとする重要な会議に出席し、取締役会の経営意思決定、経営陣の業務執行を常に監査役会にてチェックできる体制を整える。
- *監査役は、いつでも必要に応じて当社及び当社グループ各社の役員及び従業員に対して報告を求めることができる。
- *当社及び当社グループ各社の役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直接または間接的に監査役に報告することができる。
- *常勤監査役は、内部通報制度の運用状況等について定期的に報告を受ける。

⑧監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- *当社及び当社グループ各社は、当社監査役へ報告を行った役員、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員、従業員に周知徹底する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- *監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる。
- *監査役は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況について

2015年度においては、コンプライアンス、情報セキュリティ意識の一層の向上のために新入社員、新任管理職、中堅社員向けにコンプライアンス研修を実施するとともに情報セキュリティ、税務、特定個人情報（マイナンバー）といった分野に関するEラーニング等を実施しました。

内部通報制度であるコンプライアンスホットラインには、国内9件、海外4件の通報があり、それぞれ適切に対応がなされ、コンプライアンス委員会および監査役に報告がなされております。

毎月開催される総合リスク対策会議では、社内外のオペレーション上のリスクに関する情報を共有するとともに今期は特に海外テロへの備え、特定個人情報（マイナンバー制度）導入に関する対応状況、TPPの影響等、様々な事項について議論を行い、適宜対応を進めてまいりました。

内部監査では、今年度はグループ会社および各事業所の組織運営におけるマネジメントの適正性という点に重点をおき、事業活動が法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか、経営方針の浸透が図られていることの確認および監査を実施し、適宜改善措置を行っております。

また、当社グループにとって最適なコーポレート・ガバナンスについて体制の検討をすすめ、業務の執行と監督の分離をより一層進め、業務執行における決定の迅速性及び機動性を向上させると同時に業務執行に対する監督機能の強化を図ることで、取締役会として高度な説明責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的に監査等委員会設置会社への移行を決定し、その準備を進めました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは「感謝」、「自然」、「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともにあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆さまと手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆さまに愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしてまいります。

【1】中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、中期経営方針として持続的成長に向けた収益獲得基盤の強化に力点を置き、3つの重点課

題に取り組みます。1つ目は既存商品の価値向上を通じて収益性を高める「バリューアップ」、2つ目は「働き方の改革」による生産性の向上、3つ目は新たな需要を創出する「イノベーション」です。

このような認識のもと、重点事業領域として、グローバルトマトサプライヤーの実現、生食用トマトの拡大と機能性野菜のパックサラダの開発、「トマトのことなら何でもカゴメに」と言って頂ける国内業務用事業の拡大、新たな需要創造に向けた「フレッシュ化への挑戦」に経営資源を集中させ、部門間の連携を強化することとで、当社が持続的に成長する基盤づくりを進めます。

将来を見据えると、日本では3名に1名が高齢者という超高齢社会の到来、世界的には人口増加と経済発展及び気候変動に伴う資源・エネルギー問題、食糧問題などが深刻さを増すと考えられています。当社グループは、プロダクトアウト型からソリューション型の事業に発想を転換し、社会の変化と要請を事業戦略に組み込んでいくことで、今後も食を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、新たな需要を創造し、収益獲得力を高めてまいります。

【2】コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、経営の透明性の実現、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化をコーポレート・ガバナンスにおいて重要な事項と考えております。当社は、取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確化し、経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に経営陣から独立した複数の社外取締役を選任しています。また、執行役員制度を採用し、取締役は、経営戦略の決定と業務執行の監督に、執行役員は、部門業務の執行に専念できる体制を整備しております。さらに、当社は2001年から「ファン株主政策」として、個人株主づくりに積極的に取り組んできました。多くの株主さまの目で当社の企業活動や経営成績についてご評価いただくことが、経営監視機能の強化につながる、との考え方からです。この結果、株主数は20万人を超え、当社の発行済株式総数に占める個人株主の皆さまの持株比率は約60%となっております。このような取り組みを通じて、コーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

当社は創業した明治32年以来、当社の企業価値を高めることに取り組んできていますが、このような取り組みを推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

③基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方に基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに對して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値

及び株主共同の利益を害する買付を抑止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（以下において定義します。）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆さまに対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判断に基づいて対抗策を発動します。

- ※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。
- ※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者（当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む）をいいます。
- ※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

④具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

【1】買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

【2】株主の皆さまの意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会

が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを2015年3月開催の定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

【3】当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

【4】独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

（3） 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。「連結業績を基準に、配当性向40%を目安に安定的に現金配当する」ことを目指してまいります。

《当期の剰余金の配当》

当期の配当につきましては、上記の利益還元方針に基づき、1株当たり22円を予定しております。

なお、次期の配当につきましても、同様に1株当たり22円を予定しております。

連結株主資本等変動計算書

当年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					新 株 予約権	少 数 株 主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 値 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	19,985	23,733	60,116	△517	103,317	4,790	9,321	3,178	△992	16,297	12	4,939	124,566
当期変動額													
剰余金の配当			△1,641			△1,641							△1,641
当期純利益			3,441			3,441							3,441
自己株式の取得				△2		△2							△2
自己株式の処分			205			205							205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						1,653	△2,368	△1,390	△32	△2,137	7	1,905	△225
当期変動額合計	-	-	1,799	203	2,003	1,653	△2,368	△1,390	△32	△2,137	7	1,905	1,777
当期末残高	19,985	23,733	61,916	△314	105,320	6,444	6,952	1,787	△1,024	14,160	19	6,844	126,344

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	当年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	区分	当年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	6,808	定期預金の預入による支出	△443
減価償却費	5,894	定期預金の払戻による収入	1,110
減損損失	250	有価証券の取得による支出	△59
のれん償却額	1,230	有価証券の売却及び償還による収入	4,420
受取利息及び受取配当金	△506	固定資産の取得による支出	△6,974
支払利息	158	固定資産の売却による収入	221
賞与引当金の増減額 (△は減少)	200	貸付けによる支出	△0
その他の引当金の増減額 (△は減少)	109	貸付金の回収による収入	292
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	207	連結の範囲の変更を伴う子会社株式及び出資金の取得による支出	△9,612
持分法による投資損益 (△は益)	△70	関係会社株式の取得による支出	△1
投資有価証券売却益 (△は益)	△297	その他の増減額 (△は減少)	23
有価証券評価損益 (△は益)	97	投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,023
固定資産除売却損益 (△は益)	75	財務活動によるキャッシュ・フロー	
持分変動損益 (△は益)	△152	短期借入金の純増減額 (△は減少)	4,018
債務免除益	△68	長期借入れによる収入	688
売上債権の増減額 (△は増加)	1,312	長期借入金の返済による支出	△2,259
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,273	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△85
未収入金の増減額 (△は増加)	△386	少数株主からの払込みによる収入	722
仕入債務の増減額 (△は減少)	612	配当金の支払額	△1,646
未払金の増減額 (△は減少)	△1,132	少数株主への配当金の支払額	△86
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△46	自己株式の増減額 (△は増加)	203
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△49	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,555
その他の増減額 (△は減少)	230	現金及び現金同等物に係る換算差額	△456
小計	13,204	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,114
利息及び配当金の受取額	534	現金及び現金同等物の期首残高	18,960
利息の支払額	△181	現金及び現金同等物の期末残高	21,075
法人税等の支払額	△1,517		
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,039		

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 32社

主要な連結子会社は、加太菜園(株)、響灘菜園(株)、いわき小名浜菜園(株)、カゴメ不動産(株)、カゴメ物流サービス(株)、KAGOME INC.、Vegitalia S.p.A.、Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.、Kagome Australia Pty Ltd.、台湾可果美股份有限公司、可果美（天津）食品制造有限公司、KMB Investment Pte.Ltd.、United Genetics Holdings LLC、Preferred Brands International,Inc.、可果美（上海）飲料有限公司、OSOTSPA KAGOME CO.,LTD.であります。

なお、Preferred Brands International,Inc.及びその子会社4社につきましては、当連結会計年度に同社の株式を取得したことから、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 7社

愛知トマト(株)、和粹技（上海）商貿有限公司、他5社

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社 1社

世羅菜園(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社 9社

非連結子会社7社（愛知トマト(株)及び和粹技（上海）商貿有限公司、他5社）及び関連会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

②デリバティブ

③たな卸資産

時価法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

商標権 10年～20年

顧客関連資産 15年

ソフトウェア 5年

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段

為替予約等

ヘッジ対象

外貨建予定取引

b.ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

c.ヘッジ手段

商品スワップ

ヘッジ対象

ガス

③ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記**1. 担保に供している資産**

(1) 資産の内容及びその金額

受取手形及び売掛金	252百万円
商品及び製品	286百万円
原材料及び貯蔵品	171百万円
流動資産（その他）	104百万円
建物及び構築物	289百万円
機械装置及び運搬具	1,086百万円
土地	2百万円
計	2,194百万円

(2) 担保に係る債務の金額

短期借入金	353百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	1,317百万円

2. 保証債務

世羅菜園(株)銀行借入	146百万円
マイケーフーズ(株)銀行借入	135百万円
従業員住宅資金借入	1百万円
従業員契約物件保証債務	11百万円
計	294百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,616,944株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年2月25日 取締役会	普通株式	1,641	16.50	2014年12月31日	2015年3月12日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年2月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,188	22.00	2015年12月31日	2016年3月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内規定に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権及び貸付金について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関（長期債務に対する格付シングルA以上）とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用してしております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新とともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち23.2%が特定の大口顧客（伊藤忠商事株）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2) をご参照ください。)

	連結貸借対照表計上額	時価	(単位：百万円) 差額
(1) 現金及び預金	8,413	8,413	—
(2) 受取手形及び売掛金	32,088	32,088	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	31,495	31,495	—
(4) 長期貸付金	2,075	2,075	—
資産計	74,073	74,073	—
(1) 支払手形及び買掛金	15,204	15,204	—
(2) 短期借入金	10,780	10,780	—
(3) 長期借入金	26,535	26,535	—
負債計	52,521	52,521	—
デリバティブ取引 (※)			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	10,284	10,284	—
デリバティブ取引計	10,284	10,284	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)	
区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	905

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,201円96銭

2. 1株当たり当期純利益 34円64銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は114千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は55千株であります。

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

当年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)								
当期首残高	19,985	23,733	23,733	1,193	55,818	57,011	△517	100,212	4,785	9,364	14,149	12 114,374
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の積立												—
固定資産圧縮積立金の取崩												—
トマト翁記念基金の積立												—
トマト翁記念基金の取崩												—
別途積立金の積立												—
剩余金の配当					△1,641	△1,641		△1,641				△1,641
当期純利益					3,237	3,237		3,237				3,237
自己株式の取得							△2	△2				△2
自己株式の処分							205	205				205
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									1,653	△2,398	△744	7 △737
当期変動額合計	—	—	—	—	1,596	1,596	203	1,799	1,653	△2,398	△744	7 1,062
当期末残高	19,985	23,733	23,733	1,193	57,414	58,607	△314	102,011	6,439	6,965	13,405	19 115,436

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産圧縮積立金	トマト翁記念基金	別途積立金	緑越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	1,475	210	47,720	6,412	55,818
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立	87			△87	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△309			309	—
トマト翁記念基金の積立		100		△100	—
トマト翁記念基金の取崩		△45		45	—
別途積立金の積立			2,200	△2,200	—
剩余金の配当				△1,641	△1,641
当期純利益				3,237	3,237
当期変動額合計	△221	55	2,200	△437	1,596
当期末残高	1,254	265	49,920	5,974	57,414

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 2~50年

機械及び装置 2~15年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段	為替予約等
ヘッジ対象	外貨建予定取引
b.ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

	(単位 : 百万円)
いわき小名浜菜園(株)銀行借入	187
世羅菜園(株)銀行借入	146
マイケーフーズ(株)銀行借入	135
KAGOME INC.銀行借入	615
United Genetics Holdings LLC銀行借入	458
United Genetics Italia S.p.A.銀行借入	500
従業員住宅資金借入	1
従業員契約物件保証債務	11
計	2,055

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(単位 : 百万円)
(1) 短期金銭債権	11,986
(2) 長期金銭債権	10,369
(3) 短期金銭債務	2,897
(4) 長期金銭債務	161

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

	(単位 : 百万円)
(1) 売上高	274
(2) 仕入高・販売費及び一般管理費	21,759
(3) 営業取引以外の取引高	1,063

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 212,282株

(注) 上記には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式が55千株含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	賞与引当金	174
	未払事業税	164
	貸倒引当金	345
	販売手数料	66
	その他	133
	合計	885
繰延税金負債（流動）との相殺		△885
繰延税金資産（流動）の純額		-
繰延税金負債（流動）	繰延ヘッジ損益	3,327
	合計	3,327
繰延税金資産（流動）との相殺		△885
繰延税金負債（流動）の純額		2,441
繰延税金資産（固定）	投資有価証券評価損	259
	関係会社投融資評価損	3,744
	退職給付信託設定額	488
	退職給付引当金	1,003
	ソフトウェア費用損金不算入額	170
	年金資産配当金益金算入額	128
	非適格現物出資	315
	その他	210
	小計	6,321
	評価性引当額	△1,164
	合計	5,156
繰延税金負債（固定）との相殺		△5,156
繰延税金資産（固定）の純額		-
繰延税金負債（固定）	その他有価証券評価差額金	2,945
	土地評価差益	405
	関係会社への不動産売却益	1,204
	固定資産圧縮積立金	593
	退職給付信託設定益	136
	その他	10
	合計	5,295
繰延税金資産（固定）との相殺		△5,156
繰延税金負債（固定）の純額		139

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第2号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.3%から2016年1月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、2017年1月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%になります。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が309百万円減少し、法人税等調整額が294百万円、その他有価証券評価差額金が297百万円、繰延ヘッジ損益が306百万円それぞれ増加しております。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として車両（車両運搬具）、OA機器（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」4 (3) に記載の通りであります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
子会社	響灘菜園(株)	所有 直接66%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	250	長期貸付金	1,900	
				利息の受取（注）	△1		流動資産その他	△0
子会社	いわき小名浜 菜園(株)	所有 直接49%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	-	長期貸付金	2,600	
				利息の受取（注）	△2		流動資産その他	△0
子会社	Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.	所有 直接55.51%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	貸付	8,987	短期貸付金	7,813
				回収	10,649	長期貸付金	-	
				利息の受取（注）	112		流動資産その他	81

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
子会社	カゴメ不動産(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	貸付	-	短期貸付金	-
				回収	100	100	長期貸付金	2,400
				利息の受取（注）		0	流動資産その他	0
子会社	Kagome Australia Pty Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付（注）	貸付	3,091	短期貸付金	2,789
				回収	2,389	2,389	長期貸付金	1,173
				利息の受取（注）		119	流動資産その他	80

(注) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,161円08銭

2. 1株当たり当期純利益 32円59銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は114千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は55千株であります。

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。